

にしのみや市民祭り「大学コーナー」出店基準を下記の通りとします。

1. 参加資格

西宮市内の大学（市外大学であっても参加を認める場合があります。）に所属する学生を主体とするグループ。※業者を主体とする出店はできません。

2. 申込方法等

(1) 以下の書類を、7月29日（金）（※郵送の場合は必着、持参の場合は17:30）までに、にしのみや市民祭り協議会（以下「市民祭り協議会」という）事務局へ提出してください。

・「大学コーナー参加申込書」（表面）及び「誓約書」（裏面）、「グループ構成員名簿」

内容をよくお読みいただき、必要事項を記入・押印してください。

・代表者の学生証のコピー

(2) 参加希望者が多数の場合は、会場スペースの都合上、出店の可否について抽選にて決定する場合がありますことをご了承ください。

(3) 出店団体には、後日説明書類を送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。

3. 販売する商品・方法

販売する商品・方法については、次の点に留意してください。

(1) 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

「①会場内での飲食（※）」「②会場内での調理」「③主催者が認める食品以外の食品販売」を禁止します。※水分補給を除きます

(2) 上記③に関して、次の飲食物に限り販売を認めます。

【主催者が認める食品】

**①常温で長期間保存可能な包装食品**

（包装された菓子類、ペットボトル飲料、缶・瓶詰された食品類など）

※臨時的に出店される団体においては、上記食品に該当する場合であっても、自ら製造した食品を持ち込んで販売することは、食品衛生の確保及び食中毒防止等の理由で禁止されています。→ 営業許可を取得済の業者に製造を委託するか、市販品を仕入れてください。

※自ら製造した食品を販売する場合、保健所に届出したことが分かる書類の提出をお願いします。

**②野菜・果物**

※但し、カットフルーツやジュースなど調理して販売することは禁止します。

※臨時的に出店される団体においては、事前に保健所へ届出が必要です。

（詳細は後日ご案内します。）

(3) 飲食物販売を希望される場合は、「参加申込書」の提出前に、販売する食品について事前にご相談ください。

(4) 法令等に違反する物や、市民祭り協議会が適当でないと判断した物は販売できません。

(5) 内容は参加申込書のとおりとし、当日の変更は認められません。

(6) 販売価格は、市民祭りの趣旨に合わせ、できるだけ安価となるように設定してください。

#### 4. 出店場所等

出店場所は、市民祭り協議会で決定させていただきます。出店位置については例年の六湛寺公園南側と異なる場合がございますのでご了承ください。

#### 5. ブース

- (1) 例年は、出店場所は間口約3.6m×奥行き約2.7mのスペースで、通路として後ろに約1.0mのスペースがあります。(変更となる場合がございます。)
- (2) 出店場所、コンセント(差込み口が2つのものに限る)は市民祭り協議会で用意します。また、テント(3.6m×2.7m)及び机2台、椅子4脚は市民祭り協議会で用意しますが、それ以外は各出店者で用意ください。
- (3) 水道は六湛寺公園内の2ヶ所のみです。※左記水道でも洗い物等はできません。
- (4) 水を使用するときは、隣接店に影響を及ぼさないよう機材の配置を考慮し、必要に応じて仕切り板等を設置してください。
- (5) テント、コンセント(差込み口が2つのものに限る)の設置は市民祭り協議会でありますが、レイアウト、看板等は、自主的に企画、設営してください。
- (6) 出店ブース内に照明は設置しません。出店ブース内で照明が必要な場合、各団体に用意してください。
- (7) 必要に応じて延長コードを用意してください。

#### 6. 出店時の注意事項

- (1) 設置及び撤去は、出店者の責任で行ってください。
- (2) 電気容量に限りがありますので、電気使用は出店に不可欠なものに限定してください。  
なお、発電機の持ち込みはできません。
- (3) 当日のコンセント数、電気容量の追加には対応できません。また、申込書提出後の変更に関する対応いたしかねます。
- (4) 市民祭り終了まで販売できる数量を準備し、早めに出店を終えることは避けてください。
- (5) 祭り終了のアナウンスに合わせて、店舗撤収の準備を開始してください。
- (6) 来場者との事故を避けるため、撤収開始時刻や資材搬出の車両入場について、警備担当から指示をしますので、必ず従ってください。指示後、速やかに駐車場から車両を出してください。
- (7) 祭りの終了後は、ただちに清掃を行い、廃棄物は持ち帰ってください。

#### 7. 当日スケジュール(予定)

10月22日(土)

8:00 出店物品・資材等の搬入開始

9:30 市役所前線車両通行止め開始

※ 車両は場外へ退出してください(時間厳守)。許可車両は別に指定する駐車場へ移動させてください。

10:30 送電開始

11:00 出店時間開始

16:00 店舗撤収開始

16:30 送電終了

17:00 市役所前線車両通行止め解除

18:00 店舗撤収完了

※ 電気工事関係者が送電開始前にチェックのため巡回します。これを終えれば使用可能です。

※ 交通規制が、17時に解除になりますので、資材搬出はそれ以降になります。また、資材搬出の車両入場について、警備担当から指示をします。また、18時までには搬出を完了してください。

※ 店舗撤収時間は16時から18時です。時間を厳守してください。

#### 8. 悪天候等による中止決定と連絡体制

(1) 悪天候等、祭りの開催が困難と市民祭り協議会が判断した場合は中止いたします(小雨決行)。

なお、中止の場合に発生した一切の損失について、市民祭り協議会では責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 開催可否の決定は前日15時を目処に行い、同17時頃までに中止の場合のみ市民祭り協議会から参加申込書記載担当者携帯電話の番号に電話連絡します。

なお、この時点で「開催」と決定した場合でも、その後の天候の急変等により祭りを中止する場合がありますので予めご了承ください。

#### 厳守事項

- ・ 建物・公園等の施設を汚損・破損しないこと
- ・ 会場の風紀を乱さないこと
- ・ 決められたルールを厳守のこと(担当者等にも周知のこと)
- ・ 出店に際しては、関係機関・協議会役員・担当事務局の指示に従うこと
- ・ 出店できなくなった場合は、ただちに事務局まで連絡のこと
- ・ 各団体で新型コロナウイルス感染予防策を徹底すること。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、内容を大幅に変更、または中止する場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

にしのみや市民祭り協議会事務局  
〒662-8567  
西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市市民協働推進課内  
TEL：0798-35-3764  
FAX：0798-23-5551  
Mail:vo\_chiiki@nishi.or.jp